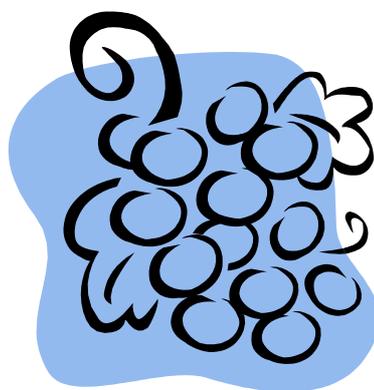
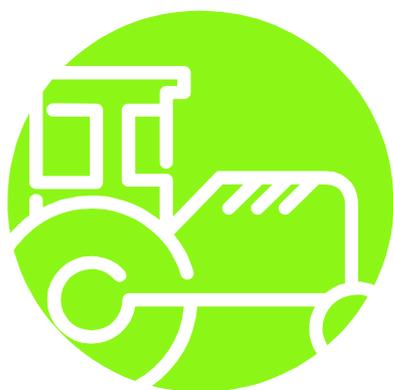


長野県版

企業の農業参入マニュアル



平成30年8月

長野県農政部



しあわせ信州

目 次

1	一般法人の農業参入に関する県の基本的な考え方	1
2	一般企業が農業に参入する方法	1
3	参入法人の企業形態	3
4	参入（営農開始）までの手順	4
5	経営計画の作成	5
6	技術習得	5
7	施設・機械等整備への支援措置	6
8	認定農業者制度	8
9	農業参入の相談窓口	10

1 一般法人の農業参入に関する県の基本的な考え方

長野県農業の持続的な発展に向け、認定農業者など戦略を持って経営を展開する中核的経営体を育成し、これらの経営体が農地中間管理事業等の活用により農地の集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、地域の農業生産の大部分を担う農業生産構造の構築をめざします。

集落営農組織や、農業分野に参入した企業などの多様な農業経営体が、兼業農家や自給的農家など地域を支える様々な方々と連携し、農地の有効利用を図りながら、地域農業を維持していく取組を推進します。

- ✓ 一般法人等の参入も含め、多様な担い手の確保を促進します。
- ✓ 市町村や地域農業者とも連携した参入など、地域の農業振興に資する参入を支援します。
- ✓ 農業経営体を支える雇用就業者（従業員）を安定的に確保するため、雇用経営を行う又は志向する者に対し、雇用スキルの向上や、雇用就業者の資質向上、労働力の確保・最適化に向けた取組を推進します。

2 一般企業が農業に参入する方法

一般企業が農業に参入する方法として、農地の利用権を取得して農業を行う方法、利用権を取得せず、農作業を受託する方法、また、農地を利用しないで農業を行う方法がありますが、このマニュアルでは、農地の利用権取得を前提とする農業参入について説明します。

近年、安全・安心等こだわり商品の生産や原材料の安定確保、流通経費の削減等を目指し、県内でも企業の農業参入の動きが活発化しています。企業の農業参入について、新たな需要の掘り起こし、優れた商品開発などの企業的手法による経営展開を通じた農業の活力向上や農地の有効活用が期待されています。

農地の所有権取得を前提とする農業への参入形態としては、農地所有適格法人を設立、あるいは既存の農地所有適格法人に出資して農業経営を行う方法があります。

また、農地所有適格法人以外の法人（一般法人・既存の企業形態）として、貸借により農地の利用権を取得して、農業経営を行う方法があります。

農地所有適格法人 → 所有・貸借いずれも可能

農地法に基づく要件（法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件）を満たす「農地所有適格法人」を設立し、農地を所有又は貸借して農業経営を行う。

農地所有適格法人以外の法人（一般法人） → 貸借のみ可能（所有は不可）

平成21年12月の改正農地法の施行に伴い、「農地所有適格法人」の要件を満たさなくても一定の要件（解除条件、地域における役割分担、業務執行役員の常時従事）を満たすことで、農地を貸借して農業経営を行う。

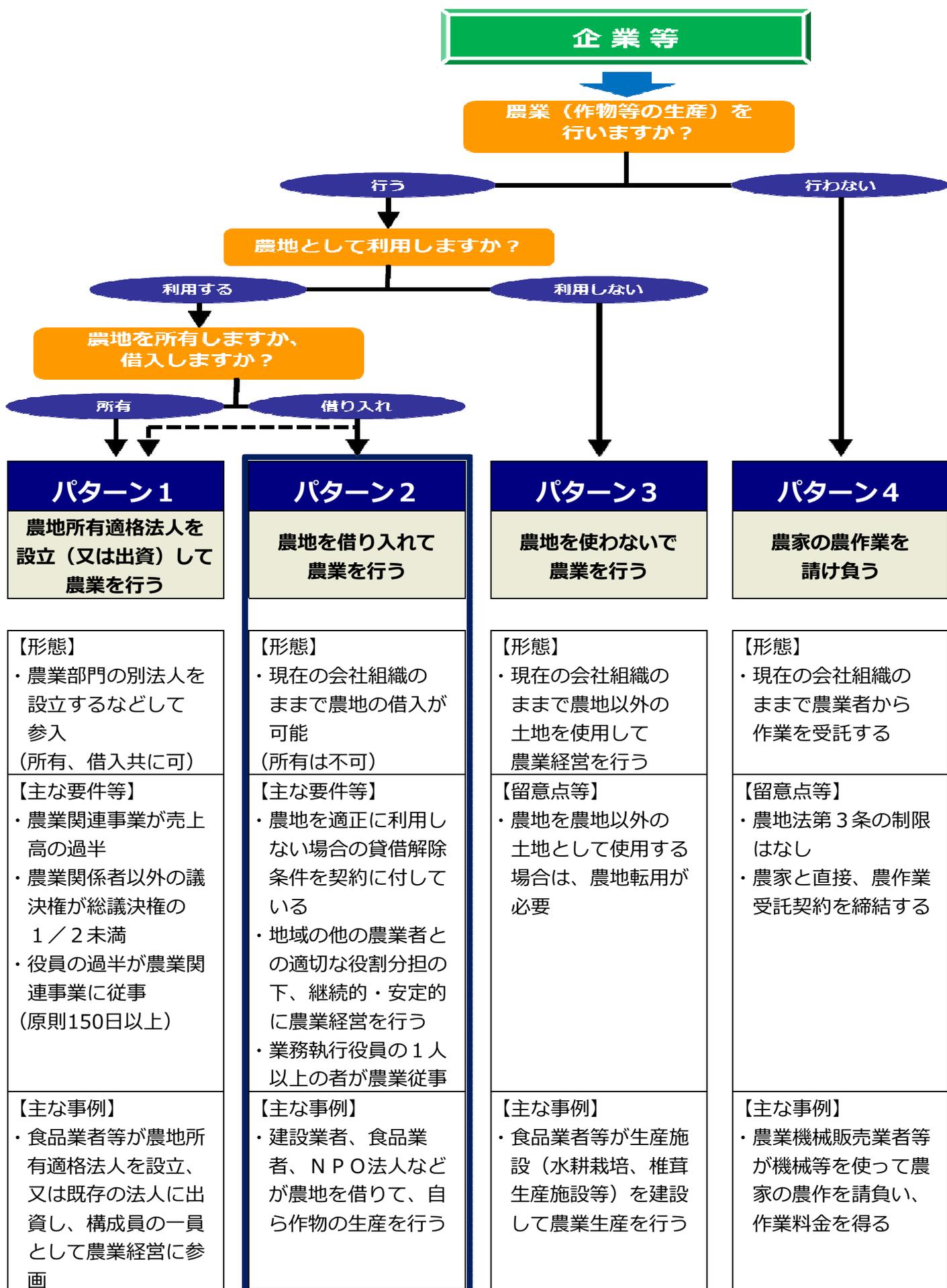
(1) 農地所有適格法人

1 法人の形態	株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社
2 参入要件	主たる事業が農業（自己の農業と関連する農産物の加工・販売等の関連事業を含む）〔売上高が過半〕
3 構成員要件	<p><農業関係者></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 農業の常時従事者 ✓ 農地の権利提供者 ✓ 作業委託農家 ✓ 地方公共団体 ✓ 農業協同組合・連合会 ✓ 農地中間管理機構又は円滑化団体を通じて法人に貸し付けている個人 <p><農業関係者以外の構成員></p>
	<p>・ 総議決権の2分の1超</p> <p>・ 総議決権の2分の1未満</p>
4 役員要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 役員の過半が農業の常時従事者（原則年間150日以上）である構成員であること ✓ 役員又は重要な使用人（農場長等）のうち1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）

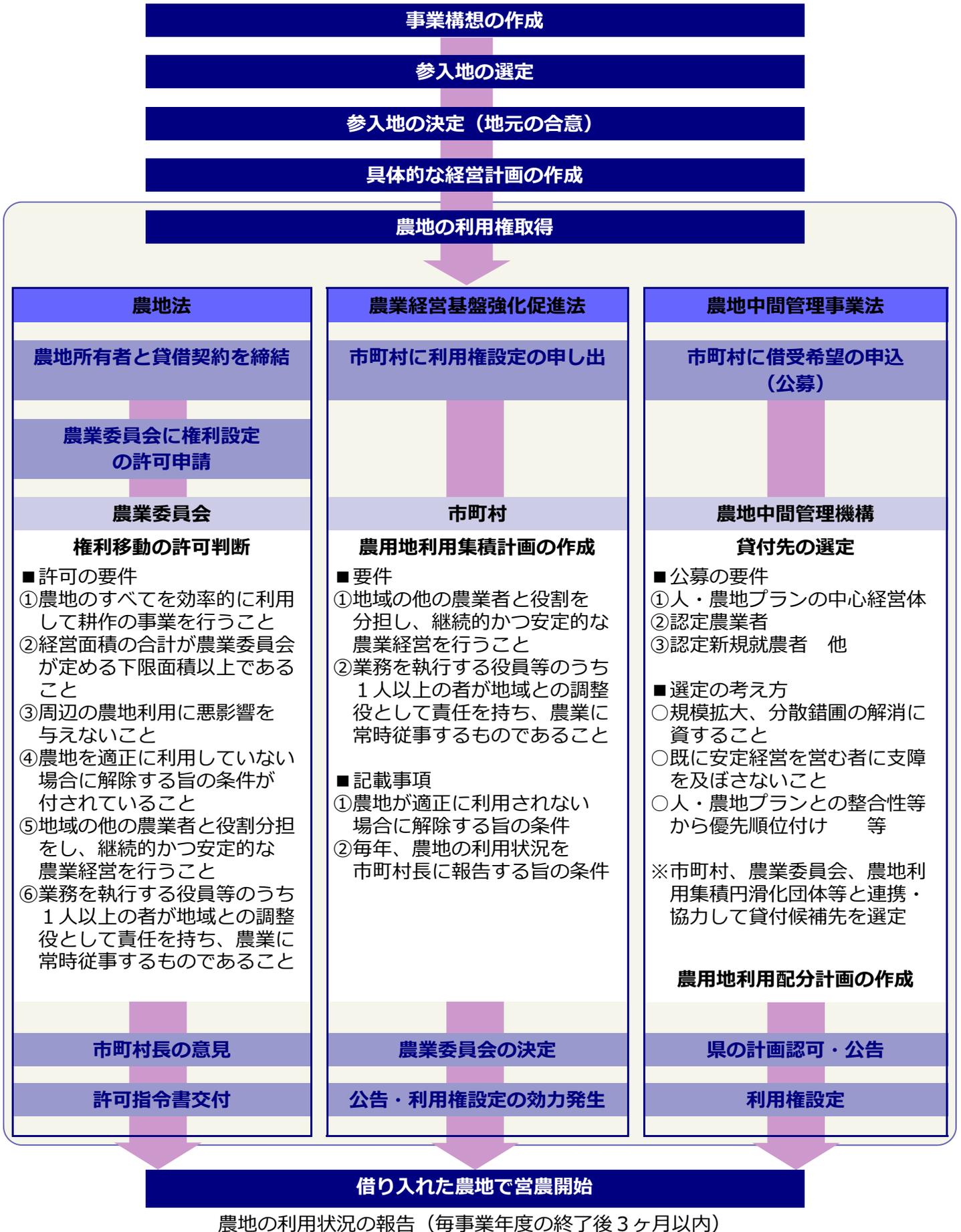
(2) 農地所有適格法人以外の法人（一般法人）

1 法人の形態	農地所有適格法人以外の法人（例：一般の株式会社、NPO法人 など）
2 参入要件	特になし（以下3～5が確認できること）
3 貸借による農地利用権取得における条件（解除条件）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件が契約に付されていること ✓ 撤退した場合の混乱を防止するため、次の事項を契約上明記 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原状回復義務 ・ 原状回復の費用負担者 ・ 損害賠償の取り決め ・ 違約金支払いの取り決め
4 地域における適切な役割分担等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等共同利用施設の取り決めの遵守、鳥獣被害対策への協力 等 ✓ 機械や労働力の確保状況等からみて、農業経営を長期的に継続して行う見込みがあること
5 業務を執行する役員の常時従事	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務を執行する役員等のうち、1人以上の者が地域との調整役として責任を持ち、農業に常時従事するものであること（定款、法人登記事項証明書等で確認） ※ 農業に常時従事するとは、農作業に限定されるものでなく、営農計画の作成、マーケティング等の企画管理労務も含む

3 参入法人の企業形態



4 一般法人が農業に参入（営農開始）するまでの手順



5 経営計画の作成

農業と言っても、水稲・果樹・野菜・花き・畜産など様々な分野があります。

「何を作るか」、「どこでどう売るか」など、生産に必要な経費（コスト）や販売で得られる収入（売上）などについて、できる限り正確な情報を集め、正確で詳しい経営計画を立てることが重要です。

〔検討項目例〕

計画概要	作目名（作型・品種）、栽培方法、生産規模、生産量、販売方法、労働力、機械・施設整備
収入	標準的な収穫量、販売単価（想定する販売先の販売価格、市場平均価格など）
経費	①物財費（種苗費、肥料費、農薬費、動力光熱費、修繕・償却費、諸材料費など） ②諸経費（土地改良費・水利費、租税公課、支払地代など） ③販売費（出荷資材費、運賃、販売手数料）、その他雇用労賃など
労働	労働時間配分（月別、旬別）、作業別の労働時間を表やグラフ化し、平準化を図る

6 技術習得

農作物の栽培は、土地や気象条件に大きく影響されるため、それに合わせて作物の生育をコントロールする栽培技術の習得が必要です。

また、商品として販売するには、実需者のニーズに応える量や品質が求められることから、早期に経営を安定させる栽培技術の習得や、技術者の育成が重要です。

社内の職員から技術者を育成するか、技術を持つ農業者から指導を受けるか、外部から技術者を雇用するのかなど含めて生産管理体制を明確にすることが必要です。

県では、農業改良普及センターを県下10箇所に設置し、普及指導員が農業者に対して、農業技術の指導や経営改善指導にあたっています。

また、長野県農業大学校研修部では、

- ① 農業法人への就職等に必要な農作業研修を行う雇用就農者等支援研修
- ② トラクターの操作方法の習得及び道路走行練習等を行う農業機械利用技能研修
- ③ 農業に関連する企業等と連携し社員研修等を受け入れる（農作業体験・農家実習等）
農業関連企業等農業体験研修

等を開設し、企業が必要とする人材育成に係る支援を行っています。

7 施設・機械等整備への支援措置

農業をはじめめるためには、農地のほか、農業用施設や農業用機械が必要です。

農業用施設や農業用機械は高額な物が多いため、投資計画や資金繰り等を考慮して、計画的に整備する必要があります。

農地所有適格法人の場合は、農業用施設や農業用機械の整備にあたり、補助事業や農業制度資金などの支援策があります。

なお、一般法人の場合にあつては、経営開始後において、それぞれの要件を満たせば該当となります。

(1) 補助事業

事業の名称	主な補助対象	主な補助要件等	補助率等
経営体育成支援事業 (融資主体型補助事業)	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の生産、加工、流通、販売、その他農業経営の改善に必要な機械や施設の改良、造成、復旧又は取得 農地等の改良、造成又は復旧 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な人・農地プランの中心的経営体に位置付けられていること 金融機関からの融資（プロジェクト融資）を活用して農業用機械や施設、土地基盤整備を行う場合に、融資残の自己負担部分を助成 市町村が「経営体育成施設支援計画（支援計画）」の作成 支援計画に導入を希望する機械・施設等の整備内容及び経営改善に関する目標等の位置付け 	取得価格の 3 / 1 0 (最大) ※上限額 300万円
食料産業・ 6次産業化 交付金のうち 「加工・直売 施設整備」	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の加工・流通・販売等のために必要な施設 総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等 食品等の加工・販売のために必要な施設 	<ul style="list-style-type: none"> 六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、2次、3次事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、加工・販売施設等の整備であること 総事業費が1億円以上の場合、5年以上の経営経験を有していること 費用対分析の手法により妥当投資額を算出し投資効率が1.0以上となっていること 整備を予定している機械・施設の規模が適正であること など、事業実施要綱に定められたもの 	3 / 1 0 以内 (中山間地(農業)、市町村戦略に基づく取組は 1 / 2 以内) ※上限額 1億円
荒廃農地等 利活用促進 交付金	荒廃農地の発生防止、再生・利用に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> 発生防止、再生作業 土壌改良 営農定着 基盤整備 農業用機械、農業用施設(リース)など 	<ul style="list-style-type: none"> 農振農用地区域内農地の1号又は2号遊休農地 土地所有者に代わり耕作する者が再生作業等の後、5年間以上の耕作を行うこと 再生作業に一定以上の労力と費用を必要とする農地であること 総事業費が200万円未満のもの 	定額 1 / 2 以内 等

(2) 農業制度資金

資金の種類	対象者	資金の用途	貸付限度額	償還期限 (据置期間)	融資率	貸付 金利 (※1)
農業近代化資金	農業参入法人 (※2)	農業施設・機械の 取得及び改良、長期 運転資金(一部につ いては認定農業者 に限る)等	1. 5億円	15年以内 (3年以内)	80%	0.3%
	法人 2億円 個人 1,800万円 (※4)					
	主業農業者 (※3)		15年以内 (7年以内)	80~ 100%	0.2~ 0.3%	
経営体育成強化資金	認定農業者	農業経営開始に必 要な機械・設備の 取得、農地等の改 良、造成等	1. 5億円	25年以内 (3年以内)	80%	0.3%
	農業参入法人 (※2)		法人 5億円 個人 1. 5億円			
農業経営基盤 強化資金 (スーパーL資 金)	主業農業者 (※3)	農業経営の改善に 必要な機械・設 備の取得、農地等 の改良、造成等	法人 10億円 個人 3億円	25年以内 (10年以内)	100%	0.2~ 0.3% (※5)
農業経営改善 促進資金 (スーパーS資 金)	認定農業者	農地等取得、農業 施設・機械の取得 及び改良等経営改 善に必要なすべての 資金	法人 2,000万円 個人 500万円 (※6)	1年以内		1.5%
農業経営開始 資金	認定農業者	肥料・飼料代、農 機具等の購入費、 施設・機械修繕費 等	法人 1,000万円 個人 200万円	7年以内 (2年以内)	80%	0.3%

※1 貸付金利は、平成30年7月19日現在 最新の金利については融資機関にお問い合わせください。

※2 農業参入法人は、異業種から農業参入した法人など農業経営の実績のない法人（経営開始後2期以上の決算を終えていないもの）であって、5年以内に認定農業者となる計画を有し、経営改善資金計画について、市町村特別融資制度推進会議の認定を受けている法人のことをいいます。

※3 主業農業者は、農業に係る売上高が総売上高の過半を占めている法人または農業に係る売上高が1,000万円以上の法人のことをいいます。

※4 認定農業者の場合、法人3,600万円、個人1,800万円まで、融資率及び貸付利率の特例を受けることができます。

※5 人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられた農業者または農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者の場合、貸付後5年間に限り最大無利子となります。

※6 畜産経営又は施設園芸を含む経営の場合は、貸付限度額が4倍となります。

8 認定農業者制度

認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようという計画について市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

(1) 認定の対象者

プロの農業経営者として頑張っていこうという農業者を幅広く育成していくためのものであり、農業を職業として選択していこうとする意欲ある人であれば、以下の要件にとらわれず認定の対象となります

- ① 性別（男女の性別を問わず認定の対象）
- ② 年齢（一律の年齢制限は無し）
- ③ 専業・兼業の別（兼業農家や新規就農者であってもプロの農業経営者を目指すものであれば認定の対象）
- ④ 経営の規模（経営の規模が小さくても高収益の農業経営を目指す場合は認定の対象）
- ⑤ 営農類型（農地を所有しない畜産経営や施設園芸も認定の対象）
- ⑥ 組織形態（農地所有適格法人以外の農業経営を営む法人や集落営農組織も法人化すれば認定の対象）

(2) 農業経営の改善計画の作成と申請

農業経営改善計画には、概ね5年後を目指した以下の大きな4つの目標と目標達成のための取組内容を記載します

- ① 農業経営の規模拡大に関する目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積）
- ② 生産方式の合理化の目標（機械・施設の導入、ほ場の連担化、新技術の導入等）
- ③ 経営管理の合理化の目標（複式簿記の記帳等）
- ④ 農業従事の態様等の改善の目標（休日制の導入等）

(3) 認定基準

市町村による農業経営改善計画の認定を受けるための要件

- ① 改善計画が市町村の基本構想に照らして適切なものであること
- ② 改善計画を達成させる見込みが確実であること
- ③ 改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

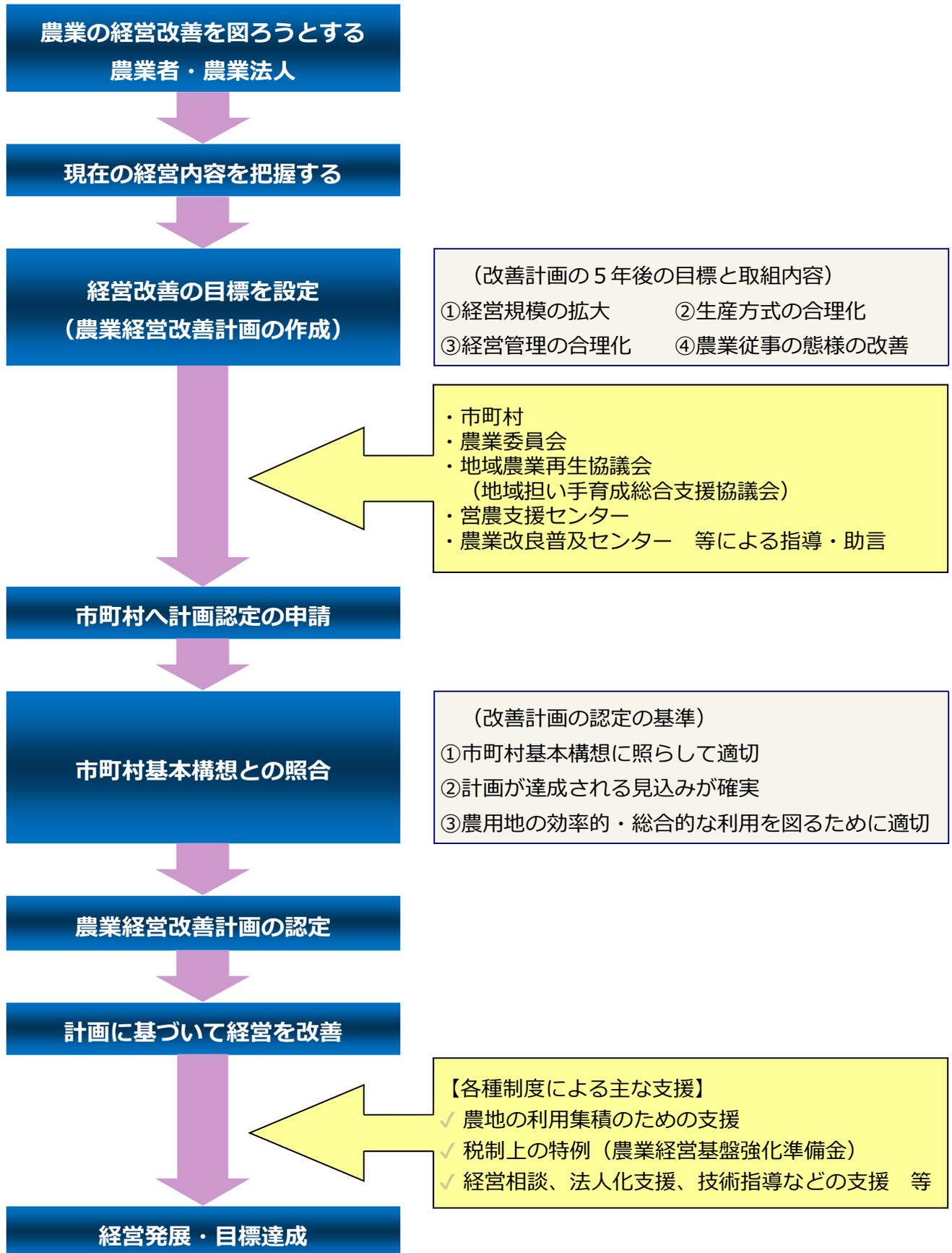
(4) 支援策等

認定農業者には、農業経営改善計画の目標の達成に向けて、関係機関・団体が農地利用、資金、税制など多方面から支援します

< 主な支援制度等 >

- ✓ 各種補助事業、農業制度資金の活用
- ✓ 農地の利用集積のための支援
- ✓ 税制上の特例（農業経営基盤強化準備金）
- ✓ 農業経営コンサルタント派遣による経営分析、経営相談、法人化支援
- ✓ 農業経営改善セミナーによる経営管理能力の向上や経営発展に必要な知識の習得

(5) 農業経営改善計画の認定の手続き



9 農業参入の相談窓口

	相談窓口	担当地域・担当区分	電話番号
県庁	農政部農村振興課 地域営農係・農業金融係 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	長野県全域、県外、農業経営基盤強化促進法、認定農業者制度、助成措置、制度資金	026-235-7245 026-235-7242
	農政部農業政策課 農地調整係 同上	長野県全域、県外、農地法(農地所有適格法人制度)	026-235-7214
県現地機関	佐久地域振興局 農政課農村振興係 〒385-8533 佐久市跡部65-1	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町	0267-63-3147
	上田地域振興局 農政課農業振興係 〒386-8555 上田市材木町1-2-6	上田市、東御市、長和町、青木村	0268-25-7126
	諏訪地域振興局 農政課農業振興係 〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	0266-57-2913
	上伊那地域振興局 農政課農業振興係 〒396-8666 伊那市荒井3497	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	0265-76-6813
	南信州地域振興局 農政課農村振興係 〒395-0034 飯田市追手町2丁目678	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	0265-53-0413
	木曾地域振興局 農政課農政係 〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1	上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	0264-25-2220
	松本地域振興局 農政課農村振興係 〒390-0852 松本市大字島立1020	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	0263-40-1916
	北アルプス地域振興局 農政課農業振興係 〒398-8602 大町市大町1058-2	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	0261-23-6511
	長野地域振興局 農政課農村振興係 〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村	026-234-9592
	北信地域振興局 農政課農業振興係 〒383-8515 中野市大字壁田955	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	0269-23-0209
県外	信州首都圏総合活動拠点(銀座NAGANO) 〒104-0061 東京都中央区銀座5-6-5 NOCOビル4階		03-6274-6015
	名古屋事務所 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル4階		052-251-1441
	大阪事務所 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-3-1-800 大阪駅前第1ビル8階		06-6341-7006
団体	一般社団法人長野県農業会議 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎3階	長野県全域、県外	026-234-6871

	相談窓口	住所	電話番号
農業技術・経営指導	佐久農業改良普及センター	〒385-8533 佐久市大字跡部65-1 佐久合同庁舎内	0267-63-3146
	上田農業改良普及センター	〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎内	0268-25-7157
	諏訪農業改良普及センター	〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10 諏訪合同庁舎内	0266-57-2932
	上伊那農業改良普及センター	〒396-8666 伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265-76-6842
	南信州農業改良普及センター	〒395-0034 飯田市追手町2丁目678 飯田合同庁舎内	0265-53-0436
	木曾農業改良普及センター	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1 木曾合同庁舎内	0264-25-2230
	松本農業改良普及センター	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎内	0263-40-1947
	北アルプス農業改良普及センター	〒398-8602 大町市大字大町1058-2 大町合同庁舎内	0261-23-6543
	長野農業改良普及センター	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野合同庁舎内	026-234-9534
	北信農業改良普及センター	〒383-8515 中野市大字壁田955 北信合同庁舎内	0269-23-0221
研修	長野県農業大学校(研修部)	〒384-0807 小諸市大字山浦4857-1	0267-22-0214

※農業参入の地域が決まっている場合は、各市町村にもご相談下さい。